

令和3年12月23日

第12回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第12回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和3年12月23日				召集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時18分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	野口悦夫	○		9	瀬下京子	○			
2	江川芳夫	○		10	小川達男	○			
3	中島利雄	○		11	柳田浩	○			
4	松本昇	○		12	小倉和夫	○			
5	山岸和男	○		13	早川初男	○			
6	嶋村浄	○		14	関口豊充	○			
7	佐久間尉匡	○		15	新井明弘	○			
8	松村文夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 加藤正則				

開会 午後 1時30分

○局長（大熊和夫君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。
定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、師走になり、年の瀬の間近、大変何かとお忙しい中、本日はご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これより令和3年第12回加須市農業委員会総会を開会いたします。

よろしくをお願いいたします。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

12月に入りまして、年の瀬という何かとお忙しいところ、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

昨日は冬至ということで、私もユズ湯に入りましたけれども、本当にこの2年間、コロナ禍というか、これ随分収まったんですけれども、また新しいオミクロンで、また世の中が何となく騒がしいかなという気がします。

来年は寅年ということで、来年、ちょっとあれなんで、倉庫でも建てようかなと思って、神主さんに相談しましたら、五黄の寅の年に、そういう倉庫を建てるとか、家を建てるとか、そういうのはやめたほうがいいよと、家族のあれで不幸があるからなんて、そういうことをちょっと言われまして、これ幸いに、お金もないので、じゃちょっと取りやめようやと、そ

のような気持ちになっているところでございますけれども、何だかコロナの影響に全て結びついて、新車を買おうと思っても、新車の納入がなかなか進まないとか、この間も、せがれが、給湯器が壊れちゃって風呂に入れなくて、風呂貸してくれと言って来ましたが、すぐ直せばいいんじゃないかと言ったら、5月にならないと直らないということで、慌てて中古の石油の給湯器を取り付けたような状態でございます。

本当に世の中が、何となく歯車がちょっと狂っている部分も多少あるんですけれども、30年間、米の値段も3分の1ぐらいまで下がりましたけれども、何とか地域の農業を維持していく、その農家の皆さんのご苦勞を思うと、これからどういう時代が来ようとも、国民の食糧を担う農家が意気地なしになってしまっただけでは、これは国の一大事、そういうこともございまして、国の基幹は食糧で生活する農業ということで、この農業委員会の使命も大変なわけですけれども、年を締めくくる最後の総会ですけれども、皆さん方の慎重審議によりまして、スムーズなうちに進行しますことをご祈念申し上げ、言葉整いませんけれどもご挨拶いたします。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、15名全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきますが、以降は小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

1番 野口悦夫委員

2番 江川芳夫委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。譲渡人は公益社団法人埼玉県農林公社ですが、もともとは地元の農家の方が所有していたもので、埼玉県農林公社を通して売却し、譲受人は経営規模を拡大するため、今回の申請となっております。また、譲受人の所有農機具や経営状況から判断し、取得後の耕作についても、特に問題ないと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

12月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

現地のほうは、常泉の田んぼのところなんですけれども、普通に稲刈りが済んだ状態でした。譲受人が桶川市ということなので、ちょっと事務局のほうに電話番号を聞いて、自宅のほうに電話をして、さんお願いしますって話したところ、農業委員で田んぼのことで相談があるんですけどって聞いたところ、それならば旦那さんのほうがいいかなということで、お父さんのほうとお話をしました。

旦那さんが言うには、5年ほど前から、常泉の田んぼのほう、2町ぐらい名義を変えて耕

作をしております、そのほかにも2町5反ぐらい、1反当たり2,000円ぐらいで土地を借りて、今現在もお米を作っているということでした。詳しくは聞かなかったんですけども、この常泉の田んぼは さんの、奥様の名義で、そのほかに志多見のほうにも土地があるらしいんですけども、そちらは旦那さんの名義で土地を買っているというようなことでした。

地元の人に、農家さんに、 さんの評判をちょっと聞いたところ、6条刈りのコンバインで遠くのほうから来るわけですけども、草も出さずに丁寧に作っているということだったので、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

譲受人の農作業上の本拠地というのは、加須市内にあるんですか。それとも、どこにあるんでしょうか。お願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

この さんの本拠地というか、もともとどこに農地があって、どこで耕作しているかということによろしいですかね。

○2番（江川芳夫君） 作業場。

○事務局（正能 光君） 作業場。それ、加須市内ですか。

○2番（江川芳夫君） 要は、桶川の人で、住居は桶川に住んでいるわけですね、 さんという方は。桶川に農作業上のというか、さっき言った6条コンバインとか言っていましたが、それを保管しているところはどこにあるんですかという確認です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

申請書上では、どこでやっているというのは、ちょっとこれでは、作業場が加須市内にあるとかどこにあるかというのは確認できないんですが。これはやはり地元のほうで、持ち帰ってやっているのじゃないかなと、住所が 番地となっておりますので、そちらで持ち帰ってやっているんじゃないかと思われまじですけども、そこまで確認はしていませんでした。

○2番（江川芳夫君） そうしますと、加須には機械とかそういうものはないと、要するにコンバイン持ってくるの、トレーラーか何かで運んじゃうんですか。じゃ、耕運とかトラクターも自走で来るんだ。そういうの情報ないんですかね。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間ですけれども。

先ほど聞いた、地元の農家さんに聞いたら、農機具運ぶセーフティローダーってありますよね。あれ、自分で持っているらしくて、トラクターでもコンバインでも、それを持ってきて、仕事して、また家に帰るといようなことを言っておりました。自宅へ行ってないんで、ちょっと詳しいことは分かりませんが、そういう話です。

○事務局（正能 光君） いわゆる回送車ということですが、トラックの。一応、圃場まで9.6キロ、平均19分とかということで、申請はありますので、やはり通いということだと思います。

○2番（江川芳夫君） はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模を拡大するため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく12月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、これが 番地ということで、次にも出ているんですけれども、この田んぼが2枚が1枚になっておりまして、普通にお米は作った後のような状態でした。譲受人の さんにお話を聞いたところ、 さんというのは、近くの

昔からの同級生で、何年か前に旦那さんが亡くなり、耕作は自分ではやっていなかったんですけれども、同級生だから、ちょっと田んぼを買ってくれないかということで頼まれたので、自宅からもそんな遠くないので、じゃ分かりましたということで、今回の申請になったということで話しておりました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

譲受人は先ほどと同じ方でございます。本案件も売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。譲受人の農機具保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく12月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

現地は同じくお米を作った後で、耕作してあるような状態でした。先ほどと同じく

さんにお話を聞いたところ、 さんの田んぼとこれ 番地とつながっておりますので、 さんが声をかけて、田んぼを売りたいと思うんだけどもどうですかって聞いたところ、じゃ私も隣なんでまとめて売ってもらおうかなということで、話をしたということでございましたので、先ほどと同様、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご

審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の大越地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模を拡大するため、今回の申請となっております。なお、農地の状況でございますが、全て施設ハウスとなっており、中は何も耕作されておりました。譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

12月14日、地区担当推進委員の腰塚さんと現地調査を行い、譲受人の さんの三男 さんから事情を伺いました。

さんは土木業と農業を営んでおり、 さんはナスの作付等を担当しているとのことであります。この土地は が観葉植物を栽培するための鉄骨ハウスが建てられており、令和4年6月頃から、順次、ナスの栽培ができるように整備を行い、再来年に半促成栽培で作付をする予定とのことであります。作付するまでに、ハウスの修繕や土の入替えなどをしなければならないなどがありますが、許可相当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

昨年19日に、 さん宅にお邪魔して、話を聞かせていただきました。

以前から耕作しておりましたので、 さんから、買っていただけないかという話があったそうで、それで以前から作っていましたもので、それをじゃ耕作する、買うということで話が進んだそうです。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

おります。譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

12月18日に、推進委員の石川さんと現地確認と、譲渡人、譲受人のお二人に来ていただき、お話をお聞きしました。

譲受人は譲渡人より6年ぐらい前に、申請地を借りて野菜を作付していたところ、自宅前ということもあり、このたび売買により譲ってもらうことになり、申請となりました。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

12月16日に、坂田推進委員と2人で、現地にて譲受人の 様よりお話を伺ってまいりました。

この土地につきましては、これまでも譲受人が借り入れ、耕作をしていたということでありまして、このたび整理として、所有権を移転するということに決まったそうでございます。特に問題もなく、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、埼玉県の中川河川拡幅工事による公共移転で、申請人が自己所有農地に農家住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、申請者は現在、 に居住しておりますが、移転後の に居住し、 の住宅は子供に譲るということの誓約書が提出されております。また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、適合証明により見込みありとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この件につきまして、12月16日に坂田推進委員と2人で、現地にて申請人の代理人より話を伺ってまいりました。

この案件につきましては、事務局説明のとおり、中川河川改修に伴います公共移転ということでございまして、現在の宅地の前に移転したいという内容であり、やむを得ないものと判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号及び議案第4号11番の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の樋遣川地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

議案第3号の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請及び5条11番は、同一事業で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の24ページ、25ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

まず、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」は、1月19日付で許可のあった貸物流倉庫について、合同会社、信託銀行が事業を引き継ぐ形の計画変更で、議案第4号の5条の11番は、譲渡人が
、譲受人が
及び
となるもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、10月に現地調査を行っており、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、一般国道、また都道府県道の沿道の区域に設置されるもので、計画変更申請は、複数の出資企業で合同会社を設立し、強い参加表明があり、貸物流倉庫の計画はそのまま、事業者が設立した合同会社及び信託銀行が譲受人となるものでございます。

また、5条申請においては、譲渡人が、譲受人が合同会社及び信託銀行となるものでございます。

なお、開発行為の許可等におきましても、事業計画をから譲受人の合同会社及び信託銀行に継承しております。

以上のとおり、事業計画は変更なく、今回の譲受人が事業を引き継ぐ形となります。以上のことでございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

この件につきましては、前回、現地にて譲受人のほうから、この用途並びに地区の皆さんの同意書等を確認しております。その後の権利関係の移動等も伴いますので、やむを得ないものと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の樋遣川地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の22件を議題といたします。

初めに、前回保留案件の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図と土地利用計画図は、本日お配りしたものをご覧ください。

本案件は、前回、他法令の許可申請等の手続がなされてなく、保留した案件でございます。今月は関係書類がそろいましたので、審議を進めたいと思います。

本件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類は整えております。また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

この物件に関しましては、11月16日、松村推進委員と譲受人の代理人であります行政書士の方と立会いの下、現地調査を行ってまいりました。

譲渡人の方は、お父様から、昨年、相続された案件でありまして、今、体調を崩されておりまして、管理ができないということで、今回、太陽光発電施設を計画したそうです。周辺に関しましては、民家も少なく、障害物がないことから、やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

原道地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築及び道路後退部分を整備するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

12月18日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で、譲渡人の さんのお宅を訪ねて話を伺ってまいりました。

また、現地を見、話を伺ったわけですが、現地につきましては、きれいに管理をされておりました。自己用住宅を建てるという話があり、売買契約に至ったという、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、先ほどの1番と土地が隣接しており、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築及び道路後退部分の整備をするもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり12月18日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で、さん、さんのうちを訪ね、現地を見、話を伺ってまいりました。

1番の案件と同じでございますけれども、場所につきましてはきれいに管理されており、自己用住宅ですか、建てるという話で契約に至ったそうです。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地3区画を開発するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準及び立地

基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり12月18日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で、譲渡人の さんのところを訪ねて話を伺い、現地を見てまいりました。

また、 さんの住宅のすぐ隣なんですけれども、今まではお米を作っていたわけなんですけれども、しばらく米も作っていないようです。また、現地につきましても、きれいに管理をされておりました。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地14区画を開発するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり12月18日、推進委員の野本さんと川島さんと3人で、さんとさんを訪ねて、現地で話を伺ってまいりました。

現地につきましては、稲株がまだ残っているようでした。また、きれいに管理をされておられるようでしたが、条件付の建築売買という形で、また加須インターチェンジからも近いという形で、売買に至ったそうです。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の13ページ、14ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、先ほどの4番の北側に隣接しており、1軒の民家を囲むような形で、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅6棟を建築するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり12月18日、推進委員の野本さんと川島さんの3人で、さん宅を訪ね、話を伺ってまいりました。

また、現地を見、話を伺ってきたわけですが、前の案件とほとんど変わりがなく、建て売り住宅という形で話があり、売買に至ったそうです。何ら問題なく、許可相当

と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の15ページ、16ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅12棟を建築するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

12月16日、推進委員の小山さんと2人で、現地確認並びに譲渡人の さん本人からお話をお伺いしました。

16ページの航空写真によりますと、何か稲刈りの後で、何かお米を作っていたのかなというような感じも見受けられるんですけども、現地は小さい草が生えており、それを除草剤で枯らしたような感じで、適正に管理はされておりました。

本人が言いますには、今年の3月に旦那さんが亡くなりまして、その後、名義を変えて、現在に至っているんですけども、家のすぐそばとはいえ、4反5畝近い田んぼなので管理するのも大変ですし、15ページ見ていただきますと分かるんですけども、新川用水のすぐそばで、水の入りが悪いといひますか、井戸水でお米を作らなければならない状態ですので、家族と相談したところ、前々から建て売り住宅で譲ってほしいという話が来ておりました。

たので、今回の申請に至ったということをごさいました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、大豆を作付するための農地改良を行うもので、必要添付書類を整えております。

また、当該地は第2種農地と判断され、盛土をし、所有者が大豆を耕作するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

12月20日、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また、譲渡人の さん、さんに話を聞きました。

現地は地盤が低く軟弱で、稲作ができづらく、田畑転換して、 さんが大豆を作るとのことですので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類を整えております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、やむを得ないものと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

12月20日、推進委員の小川さんと2人で、 の さんに現地で話を聞きました。先ほど事務局が報告したとおりですので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページから22ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、所有者及び担い手が小麦・大豆を付するための農地改良を行うもので、必要添付書類を整えております。

また、当該地は農用地ではございますが、盛土をし、小麦・大豆を耕作するための農地改良で、期間は5か月間の一時転用でございます。やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

12月15日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行い、譲受人の方の説明を受けました。

今回の申請地は、以前に農地改良を行った部分に接しており、地盤が低く、水がたまりやすいため、小麦・大豆を作付するための農地改良とのこと。現地は作付ができないような状況となっており、今回の農地改良は適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

位置図のほうは26ページ、計画図のほうは5-12をご覧ください。

また、皆さんにお配りしてございます資料-1と資料-2をご覧ください。資料-1はA4の横になっております。資料-2はA3の横になっております。

こちらの申請、書類のほうは整っております。しかしながら、5条の12番、上樋遣川地区の太陽光発電施設につきまして、これまで、今回を含めまして計3回の許可申請書が提出されておりますので、ご審議に当たりまして、改めてこれまでの経過などを含めて、時系列に説明をさせていただきたいと思っております。お手元の先ほどの資料、資料-1と2、2つの資料も同時にご覧になりながら、説明をしたいと思います。

まず、太陽光発電施設、営農型を除く太陽光発電施設、こちらの転用についての許可基準の基本的な考え方について申し上げます。

農地の区分におきまして、第1種農地において太陽光発電施設による農地転用は、第1種農地の不許可の例外には当たらないため、太陽光発電施設による転用は、第1種農地におい

て転用される場合には不許可相当になると思われます。

第1種と第2種農地の区分、これについては、資料-1と2をご覧いただきまして、どちらも住宅地図と上空からの写真を撮ったものになるんですが、それをご覧頂きますと、太い線で区分線として線を入れてあります。こちらについて、この太い線の上側、図面で言うとお上側です。上側については、10ヘクタール以上の一団の農地が広がります。といったことから、この線よりも上側は第1種農地です。

また、この線の下側でございますけれども、こちらについては住宅、墓地等に囲まれて、上側の農地とは区分、分断されて、一団の農地としては取り扱わないことから、第2種農地に区分されます。この第1種と第2種の農地区分を踏まえて、太陽光発電施設によります農地転用の許可、不許可をご判断していただくこととなります。

資料-1をまずご覧いただきまして、現在、①番と書いてありますけれども、①番、番地の右側に太陽光発電施設がございますが、ご覧なれますでしょうか。そちらについて、過去に資材置場として許可がなされて、しばらく経過した後に、資材置場から太陽光発電施設に変わったようです。

それでは、経過などの説明に入らせていただきます。

まず、1回目の許可申請ですが、資料-2にもございますけれども、令和元年6月に提出をされております。それで、同年、令和元年7月のこの総会で審議をされました。その結果、資料-2の左側のほうの図面をご覧いただきたいんですが、資料-2の左側です、①番、②番、③番、④番、この箇所について許可申請がなされました。そして、先ほど申し上げた区分線、1種農地と2種農地を分ける区分線がございますけれども、その区分線について、①、②、③、④をご覧になっていただくと、①については第1種農地に属するということから不許可相当、②、③、④につきましては第2種農地に属することから許可相当という審議結果となりました。

続いて、2回目の許可申請ですけれども、令和元年10月に提出されまして、同年11月のこの総会で審議がなされました。2回目の許可申請の内容につきまして、1回目と転用の目的、位置、譲渡人、譲受人等々が同内容でございましたので、総会での審議の結果、1回目と同様に不許可相当となっております。

続きまして、今回の3回目の許可申請につきましては、令和3年11月に提出をされまして、本日、12月の総会でご審議をお願いするものでございます。

なお、3回目の許可申請につきまして、これまでの1回目、2回目と転用の目的ですとか、

位置等々が同内容でございます。この図面、資料－１、資料－２をご覧になっていただきますと、今回の申請時点、今ですね、申請地の周辺の農地の状況は変わらずに、資料－１、資料－２にありますとおり、①番の箇所は第１種農地に区分されると思われま

す。説明のほうは以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（松村文夫君） ８番、松村です。

１２月１５日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行い、譲受人の代理人に立会いをしていただきました。申請地は太陽光を遮るものがなく、適地と判断したとのことであり

ます。現地は、現場を見る限り、耕作放棄状態であるので、適当と判断をいたしました。適当と判断をいたしました。この土地については過去に２回不許可となった土地であると伺いました。なぜ不許可になったのかは調査の時点では判断できませんでしたが、第１種農地であるため不許可となったとのことであり、農地の判断として転用することは適当とは言えず、不許可とせざるを得ないと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○２番（江川芳夫君） ２番、江川です。ちょっと意見を申し述べたいと思います。

この案件につきましては、先ほど来、事務局の説明のとおり、これまで２回申請がなされ、いずれも不許可ということでもあります。それで今回が３回目の申請ということですが、この間、時間が経過してるわけですが、この案件を審議するに当たり、必要な関係法令等の改正、あるいは現地付近の状況がほとんど変わっていないという中で、前回の処分と異なった判断をするだけの状況にないと、私は考えております。

したがいまして、私は前回と同様な判断をすべきであるというふうに考えております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

関口さん。

○１４番（関口豊充君） １４番、関口です。

私も江川委員と同様の意見でありまして、前回の不許可となった状況というものが何ら変

わっていないというようなことから、前回と同様な判断が妥当なのではないかなというふう
に判断します。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小倉和夫君） 挙手なしでありますので、不許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の 2 7 ページ及び土地利用計画図の 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人、個人ですが、売買により土地を取得し、ドッグランを整備するもので、
必要添付書類は整えております。また、譲受人は現在、羽生市内で個人経営の喫茶店の経営
や、今回申請地の隣地にドッグラン兼飼育場を経営しております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得
ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 3 番（早川初男君） 早川です。

代理人の方と松本推進委員と私の 3 人で話を聞かせてもらいましたところ、今、すぐ道を
挟んだ隣がやっぱり運動場になって、ちょっとそれが狭いので隣へ、フェンスを張って運動
場を造りたいという話でありました。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたし
ます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

すみません、確認日をもう一度、いつ確認したかちょっと教えてもらっていいですか。早
川農業委員、確認日はいつだったですか。現地確認をした。

○1 3 番（早川初男君） 1 9 日。申し訳ないです。

○会長（小倉和夫君） ございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の28ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借による土地を借り受け、水はけをよくし、水稻を耕作するための農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該地は農用地でございますが、盛土をし、所有者が水稻を耕作するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

やはり19日、松本推進委員と私で、代理人の方にいろいろ話を聞かせていただきました。現地は低い田んぼで、盛土をして、二毛作を増やしたいという話でありましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の種足地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の29ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類は整えております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川達男です。

この案件につきましては、12月17日、推進委員の橋本さんと、あと譲受人の代理人氏の同席の下、現地調査及び聞き取りを行いました。

案件の土地は何も耕作されていない土地であり、また、隣地の宅地は建物がなく、土台等が散在しておりまして、一面草で覆われておりました。今回、案件の土地と宅地で一体化した計画であるということ、また、隣地の地権者とのくいの確認及びこの計画説明等を行ったとの話だそうです。

以上の点から、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も経過しましたので、ここで10分間の休憩をいたします。

再開については50分ということですのでよろしくお願

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは再開いたします。

◇

○会長（小倉和夫君） 次に、16番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の30ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地2区画を建築するもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

12月17日に推進委員の金子さん、それから代理人の、譲渡人のさんはちょっと通院で当日は立会いできませんでした。後日、お話を聞きました。

現地はトラクターできれいに耕運されておりました。ただ、さんの話では、周りが住宅が建て込んでおまして、なおかつ道路との段差がありまして、かなりやりにくい土地だということで、今回、話が来たんで売却することになったと、そういうお話でございます。

さんも以前は農作業やっていたんですけども、最近体を壊しまして、今は全然やっておらない状態です。周りに関してやむを得ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の31ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、従業員及び社用車の駐車場を整備するもので、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(嶋村 淨君) 6番、嶋村です。

同じく12月17日の日に、推進委員の金子さん、それから仲介である のさん、それから の社長の4人で現地確認をいたしました。

当該地は畑なんですけれども、草が生えておりまして、もうしばらく作物等は作っていないような状況でした。というのは、位置図を見ていただいて、当該地の隣が さんとありまして、次、畑がありまして、その隣が の事業所です。業種は解体業で、かなり物がうず高く積まれておりまして、 さんは 出身の方なんですけれども、もう十五、六年前からここでやっているという話です。

私もこの近くたまに通るんですけれども、確かに車はもう路上駐車が常態化しておりまして、危ないなと前から思っていたんですけれども、今般の さんが近くの土地を売ってもいいということになって、土地を取得することになったそうです。状況から判断して、やむを得ないと思います。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の32ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建てる計画で、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

12月18日に、推進委員の石川さんと現地調査並びに聞き取りをいたしました。

現地は草も生えてなく、ちゃんと管理されておりました。聞き取りなんですが、譲渡人

さんの長男の方にお話を伺いました。譲受人は、現在は東京に住んでおりますが、実家の近くに将来家を建てたいという思いがあり、土地を探していたところ、申請地がさんと話がまとまり、今回の申請となりました。現場の状況からして、許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の33ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建てる計画で、必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外で許可の見込まれるものでございます。また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明を行います。

12月18日、高橋、細谷両推進委員さんとともに現地を訪れて、現地の様子を確認しました。

この土地については、私の家内の実家の近くでございまして、よくこの さん夫婦で畑仕事というんですか、野菜を作っていたのを確認したんですけれども、今年に入って何か見えないので、ちょっと体の具合でも悪いのかなと思い、 さん宅を訪ねました。お話をお伺いしたところ、夫婦とも健在でございまして、かなり年齢を取ったということで、今年には野菜を作りに行かないんですよという話でございました。

この土地につきましては、昭和58年頃取得したようではございますけれども、その後、夫婦で野菜畑として活用していたわけではございますけれども、高齢のためにその土地を手放すということで、譲受人の さん、 さんは夫婦でございまして、代理人の さんに電話で確認したところ、北川辺でおうちが建てられる広い土地を、紹介をいただいて、決めたということでございまして、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の東地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の34ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、水はけをよくし、小麦を耕作するために農地改良を行うもので、必要添付書類は整えております。

また、当該地は農用地ではございますが、盛土をし、所有者が小麦を耕作するための農地改良で、真ん中の突っ込み道路はかさ上げ・擦り付け等の許可済みで、同じ高さとなります。なお、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

12月20日、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の代理人の さん、譲渡人の さんとお会いして、低い田んぼだから土盛りをして、小麦を作りたいとのことでした。何ら問題ないと判断してまいりました。審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の元和地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の35ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、職員駐車場を整備するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

12月16日、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の の さんの代理の さんと譲渡人の さんとお会いして、お話を伺つてまいりました。農協が合併するんで、駐車場が足りないとのことでした。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、23番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の37ページ及び土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、市内事業者が中古トラックの車両置場を整備するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、集落接続のある第1種農地で、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまゝす。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

12月16日に、推進委員の坂田さんと2人で調査を行いました。

まず、申請人の譲受人の会社の車両置場の状況を確認してまいりました。大型車を取り扱っているということで、非常に狭くて、苦勞しているような状態のように感じられました。

そして、その後、現地、申請地におきまして、譲受人の代理人からお話を伺ってまいりました。現地につきましてはもう更地の状態でございます、場所的にも集落内でございます、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。ちょっと確認だけさせてください。

現在、大型トラック等で60台保有しているというようなことなんですけれども、新たに2反6畝、また取得するんですけれども、事業の拡張ということなんですけれども、今現在60台ほど、どこに保管しているんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

現在の会社が北川辺の榮にありまして、それは柳田職務代理のほうで現地のほうを確認していただいたので、ちょっとその辺だけもう一度よろしいですか。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、現地の確認を推進委員と一緒にしたんですけれども、割と大きい土地を保有されて、事業を行っておると。ただ大型車のために、今の状況ぎりぎりだなというふうに判断してまいりました。そういうことで、拡大もやむを得ないというふうに判断してまいりました。

○2番（江川芳夫君） 了解しました。

それから、もう一点、先ほど申請時ですと3、200だったんですけれども、番地は取消しというんですか、これは。申請時と変わったんですよね。議案書には3、201ですよね、面積。これ何かあるんですか、申請、これに変わった理由が。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

理由、特にございません。必要な分だけということで、判断だと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分、5 筆、面積にしまして 5,888 平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

◇

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定である

「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に小林正市推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(小林正市推進委員 退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第6号、ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いいたします。

(小林正市推進委員 入室)



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくはその配偶者に関する事項については、

その議事に参与することができない」に松本昇委員、江川芳夫委員、関口豊充委員、柳田浩委員、増田広美推進委員と私、小倉和夫が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行につきましては、野口悦夫委員にお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、議事進行を野口悦夫委員にお願いいたします。

(松本昇・江川芳夫・関口豊充・柳田浩・小倉和夫委員、増田広美推進委員 退室)

○1番(野口悦夫君) それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(委員会受付分)の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 事務局です。

それでは、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画事業につきまして、平成22年6月の市策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想におきまして、期間を3年、6年、10年としており、期間満了をもって自動的に契約解除となっております。

今回、ご審議いただきますのは、令和3年10月1日から15日までに申出された案件でございまして、新規分、937筆、面積にしまして79万7,303平米、更新分、275筆、面積にしまして24万1,473平米でございます。合計といたしまして、1,212筆、面積にしまして103万8,776平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、令和4年1月1日から法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○1番(野口悦夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせてください。

(「ありません」と言う人あり)

○1番(野口悦夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(委員会

受付分)の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思いを。

(挙手全員)

○1番(野口悦夫君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたしました。議案第7号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

(松本昇・江川芳夫・関口豊充・柳田浩・小倉和夫委員、増田広美推進委員 入室)

○1番(野口悦夫君) それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。よろしくをお願いします。



◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から第3号につきまして、ご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について14件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用届出について17件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出30件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○局長(大熊和夫君) 小倉会長、野口委員には、議事の進行、大変ご苦勞さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和3年第12回加須市農業委員会総会を閉会といたしますが、皆様方には、健康ですばらしい新年が迎えられることをご祈念申し上げまして、終わりにしたいと思います。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時18分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年12月23日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野 口 悦 夫

署名委員 江 川 芳 夫